（　事務連絡　）

令和２年６月３日

居宅介護支援事業所　　各位

地域包括支援センター　各位

大牟田市福祉課介護保険担当課長

　吉澤　恵美

大牟田市地域包括支援センター長

松枝　芳昭

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援費等の請求について

このたび厚生労働省老健局より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等臨時的な取扱いについて（第１１報）」（令和２年５月２５日付）が発出されました。

その中の、問５において、「新型コロナウイルス感染症の影響による、居宅介護支援費の請求について」取扱いが示されています。

これによる本市の取扱いを下記のとおりといたします。ご確認いただき、適正なケアマネジメントをよろしくお願いいたします。

なお、取扱いについては、厚生労働省の通知日（令和２年５月２５日）以降の適用となりますので、令和２年５月１日以降のサービス分から対象となります。

記

【介護保険最新情報Vol.836新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等臨時的な取扱いについて(第11報)】

　問５　今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

（答）

 事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。

なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。

また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

【本市の取扱い】

　当該Ｑ＆Ａについては、居宅介護支援費、介護予防支援費及び介護予防マネジメント費も対象となります。ただし、サービス提供ができなくなった初回の月以降も引き続きサービス提供がなかった場合は、プラン変更やサービス終了の必要性を検討していただく必要があると考えます。その結果、プラン変更やサービス終了を必要とせず、ケアマネジャーによる日頃からの訪問や見守り、介護サービス提供事業所との連携を実施した場合等について、請求を行うことができるものとします。

□適応できる例

・生活維持のため、代替サービスや代替案を探したが見つからず（又は本人が拒否し）、月に複数回の訪問等の対応を行った場合。

・生活維持のため、代替サービスや代替案を探したが見つからず（又は本人が拒否し）、医療機関や事業所等と連携して対応した場合。

・心身の悪化予防のための情報提供とその取組みの確認を行った場合。

・家族に支援が必要な状態であるため、あらかじめケアプランにレスパイト等のためのサービス利用の必要性が明記されており、複数回の連絡等でフォローを行った場合。

□確認・注意事項

・複数回の訪問等の対応・・・電話確認（定期のモニタリング）のみでは不可。

・新型コロナウイルス感染予防のため、介護サービス利用を控え、家族等が支援を行うことになり、プランが休止状態となった場合、月１回のモニタリングのみでは不可。

・この対応は厚生労働省の通知にも記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費、介護予防支援費及び介護予防マネジメント費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のプランや経過記録等に検討内容やその結果、ケアマネジャーが実施した内容や介護サービス事業所との連携内容を具体的に記録に残しておく必要があります。

【国保連への請求方法】

サービスの利用実績がない場合の請求は、以下の手順です。（国保連確認済）

・給付管理票に予定していたサービスの給付計画単位数を記入する。

・居宅介護（介護予防）支援介護給付費明細書または介護予防・日常生活支援総合事業費明細書を通常通り作成する。